

豊中市立図書館広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立図書館（以下「図書館」という。）が発行する印刷物等に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において広告を掲載する印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 貸出票に使用するレシート用紙
- (2) インターネット上に公開しているホームページ
- (3) 動く図書館
- (4) 図書館バッグ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名広告に当たるもの
- (6) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (7) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるもの

(広告掲載の募集)

第4条 教育委員会は、広告の掲載を希望する者の募集については、豊中市（以下「市」という。）のホームページ又は広報とよなか等の広報印刷物により行うものとする。

(広告掲載等の申込み)

第5条 広告掲載の申込みをしようとする者は、掲載しようとする広告の見本を添付した広告掲載申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 広告掲載の継続の申込みをしようとする者は、当該広告の掲載期間内に、広告掲載申込書（継続）（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込書の提出があったときは、第3条の基準に基づきその内容を審査し、広告掲載又は広告掲載の継続の可否を決定し、その結果について広告掲載決定通知書（様式第2号）若しくは広告非掲載決定通知書（様式第3号）又は広告掲載継続通知書（様式第5号）により当該申込者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による広告掲載及び広告掲載の継続を決定する際、広告内容の補正等必要な条件を付することができる。

(広告掲載料等)

第7条 第6条第1項の規定による広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を教育委員会の指定する期日までに、市が指定する納付書により一括して納付しなければならない。

2 広告の掲載期間は原則1月単位とし、広告掲載開始日は教育委員会が指定した日とする。

3 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(広告原稿の提出)

第8条 広告主は、教育委員会の指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を市に提出するものとする。

2 提出する広告の版下原稿は、教育委員会が指定する仕様によるものとする。

3 広告の版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第10条 教育委員会は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 教育委員会が指定する期日までに広告の版下原稿を提出せず、又は広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告の版下原稿が、この要綱の規定に違反していると教育委員会が認めるとき。
- (3) 虚偽の申込みをしたとき。
- (4) 印刷物等の編集発行上支障が生じたとき
- (5) その他教育委員会が必要と認めるとき。

2 教育委員会は、第2条第2号に規定する広告媒体に掲載する広告について、次のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、当該広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (2) 広告主のホームページが、広告掲載決定時の内容から変更された場合であって、かつ、教育委員会が第3条各号の規定のいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等の広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると教育委員会が認めるとき。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から実施する。